

提案

日付：2022/7/6

件名：寒川町内一地域により違う対応（資源物収集）

1.問題、課題

寒川町の公共のサービスであるにも関わらず、資源物の収集に関して疑問に思うことを箇条書きにしました。

- 1.筒井地区は衛生指導員が7時から1時間立ち合うことなく、違反ゴミがあるかないかの確認だけで町役場から了承を得ている。（昨年度。本年度は、どのようになっているか確認とれていません）
- 2.岡田東は衛生指導員が1時間指導で立ち合いされているが、違反ゴミが出されても、町役場-環境課に連絡をせずとも回収に来てくれる。
- 3.8時30分過ぎに町役場に『違反ゴミ』の連絡をすると、対応された方が『もう少し後で、連絡をしてください』言われた。
- 4.衛生指導員はおろか、当番も立っていない場所も何箇所も見受けられるが、収集業者が回収した後『ビンにフタがしてあろうが、ペットボトルのラベルがとれていなかろうが』全てきれいに回収してくれている。

2.改善案：

町からの回答及びその改善案

- 1.自治会からのご照会があり自治会のご判断で運用していただくようお願いいたしました（R4.6.2回答）

改善≫コロナ禍で、密な状態で感染が心配であるから、、、との意図でその自治会は町役場で尋ねられたのであると思います。それであれば、どの地区であろうと同じ状況であるのだから、町としては全自治会に『このような対応をしている地区もあります』と情報を共有すべきであったと考えます。自治会ごとで勝手に考えろってことでしょうか。

- 2.町役場-環境課に確認をしました。対応してく出さった職員により回答が違ったことにとっても疑問を持ちます。きれいに使用しなければならない場所は、寒川町全箇所であるべきです。ある一部だけが、特段にということがあるのでしょうか。環境課職員に共有されていますか。寒川町のトップである木村町長はご存じでしょうか。

- 3.衛生指導員が朝イチに環境課に連絡するには、それぞれに理由があると思います。が、その一つに民家の目の前が資源物置き場になっているため、早く片付けてほしいという気持ちがあって忙しい合間を縫い連絡をしているのです。その電話を受けた方が守衛さんであったとしても、受け答えで『職員が来るのが8時30分からなので、』と一言あれば印象が変わったのではないのでしょうか。

4.これは、木村町長にもっとも伝えたいのですが、ごちゃまぜに資源物が出されている場所も、衛生指導員や当番の方が一生懸命に分別をしている場所も、業者が同じようにそれらを回収しているサマを町職員に伝えました。その返答が『すべての場所がそのような状態になると、業者の負担が増えるとともに、買取りの値段が下がってしまう』と心配されていました。すでに衛生指導員や順番で当番をしているような方は、業者が全てやればいい、という考えを持っている人はいないと思います。

木村町長も町民の一部への荷重な負担より、回収業者の負担や買取りの値段が下がることが心配なのでしょうか。

トップの気持ちが変われば、町職員の考えが変わると考えます。

3.改善後の効果：

資金の問題もあるでしょうが、生活をする上で長年の問題が解決していく糸口につながってほしい。

回答

<寒川町内一地域により違う対応(資源物収集)>

【所管：環境課】

日頃より寒川町の環境行政にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

1についてですが、目が行き届かないことによる分別意識の低下により、自治会で管理運営していただいている資源物置場が荒れ、分別の適正化、資源のリサイクルに支障を来す恐れがあります。そのようなことから、ルールを守らず出されたものを正しい出し方になるように、資源物置場でのご指導、作業などの手助けを自治会から推薦していただいた衛生指導員さんに、7時から8時までの決められた時間内にできる範囲で対応をお願いしておりますが、コロナ禍の中、当該自治会のできる範囲で対応されたと考えています。

2についてですが、連絡がなくても違反ごみを回収している資源物置場は、町内に数か所あります。過去に違反ごみが置いてあったことで、事故が起こってしまった場所や、土地の所有者と管理運営している自治会との間でトラブルとなり、使用禁止の事態となった自治会からの相談を受け、やむを得ず対応している場所です。

3についてですが、衛生指導員さんには8時30分以降に環境課へ連絡をお願いしております。しかしながら、8時30分前だとしてもご指摘のとおりお忙しい中お電話をいただいている衛生指導員さんに対し、理由の説明もせず「もう少し後で連絡をしてください」と応対していたのであれば、大変申し訳ありませんでし

た。

4 についてですが、収集業者はびん・かん・ペットボトルなどの資源物以外のものでない限り、キャップやラベルがついたままでも回収いたします。それは、一つずつに警告シールを貼るなどの作業をしていたら収集が進まないからで、キャップやラベルがついたままのものは、リサイクルセンターで作業員による手作業で、分別ルールが守られているものと守られていないものに選別します。このように分別ルールを守って排出する町民の皆さんや衛生指導員さんのご協力と選別作業によって資源物の品質を保ち、高い評価を受けることで得られた収入をごみ処理経費に充てています。このようなご協力がなければ品質を維持できず、資源としてリサイクルする上で支障があるということで、引き取り先がなくなる可能性もあります。

一方でごみに振り分けられてしまったものは、ごみの減量化に反して可燃ごみや不燃ごみとして、経費を払って処理をしています。このようなことから、町では少しでも経費を使わず、そして町民の皆さんの分別意識が低下しないように、また高評価を維持できるように、広報などをおして分別ルールの徹底を周知啓発するとともに、衛生指導員さんに分別のご指導、作業などの手助けをできる範囲でお願いしているところです。